

再 評 価 調 書

I 事業概要					
事業名	交通安全対策事業(交差点改良事業)				
地区名	一般国道155号				
事業箇所	瀬戸市東本町地内				
事業のあらまし	一般国道155号は、尾張地域の各都市を環状に結ぶ幹線道路である。「東本町」交差点においては豊田方面への右折車が多い状況であるが、右折レーンがなく混雑が多発している。また、当該交差点は事故危険箇所であるため、抜本的な交差点改良を行い渋滞解消と事故削減を図る。				
事業目標	【達成(主要)目標】 右折帯設置による渋滞解消、事故削減 【副次目標】 (必要に応じて記載する) -				
計画変更の推移		事前評価時 (2014年度)	(2019年度)	再評価時 (2024年度)	変動要因の分析
	事業期間	2014年度 ～2018年度	2014年度 ～2023年度	2014年度 ～2028年度	公安委員会との協議によるもの
	事業費(億円)	4.9	4.9	4.9	-
	経費内訳				
	工事費	2.1	2.1	2.1	-
	用補費	1.8	1.8	1.8	-
その他	1.0	1.0	1.0	-	
事業内容	右折帯設置 延長L=0.23km 幅員W=16.0m 2車線	右折帯設置 延長L=0.23km 幅員W=16.0m 2車線	右折帯設置 延長L=0.23km 幅員W=16.0m 2車線	-	
II 評価					
①事業の必要性の変化	1) 必要性の変化	【事前評価時の状況】 「東本町」交差点においては豊田方面への右折車が多い状況であるが、右折レーンがなく混雑が多発している。また、当該交差点は事故危険箇所であるため、抜本的な交差点改良を行うことで渋滞解消、事故削減が見込まれる。 【再評価時の状況】 前回評価時から状況の変動要因はなく、引き続き整備の必要がある。 【変動要因の分析】 依然として安全・円滑な交通に支障をきたしており、引き続き整備の必要がある。			
	判定	B	A: 事業着手時に比べ必要性が増大している。 B: 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。 C: 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。 ※事業着手時と比較することが適当ではないと判断される場合は、「事業着手時」を「前回評価時」に置き換えることができる。		
		【理由】 依然として安全・円滑な交通に支障をきたしており、事業の必要性にほとんど変化がないため。			

継続	中止：上記①及び②の評価で一つでもC判定があるもの。 継続：上記以外のもの。
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容	
<p>■対象（事業完了後5年目） □対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>—</p> <p>【主な評価内容】</p> <p>交通量、旅行速度、混雑度、安全性の改善状況</p>	